



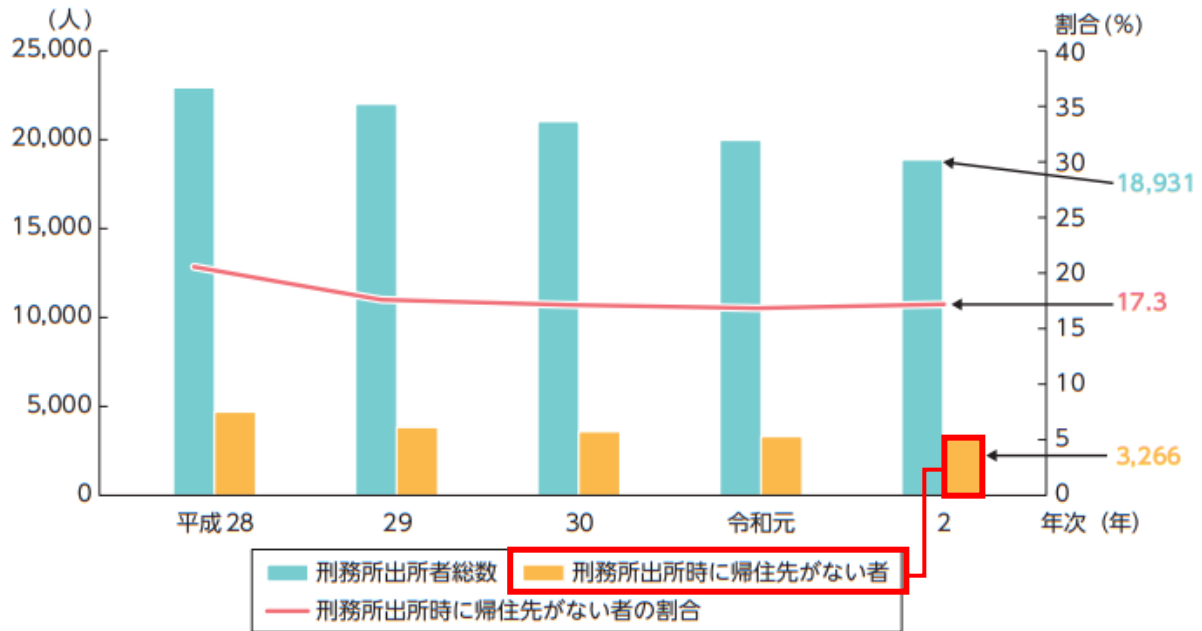
刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成28年～令和2年)

年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成28年	22,947	4,739 (20.7)
29	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
 4 () 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、2020年(令和2年)までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、住居の確保等の施策等により、2017年(平成29年)には当該目標を達成し、2020年は3,266人にまで減少した。もともと、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2019年(令和元年)まで近年低下傾向にあったものの、2020年には上昇し、17.3%であった。

更生支援ネットワークセミナー

令和4年5月31日(火)、関東更生支援ネットワーク主催による「**第1回再犯防止・更生支援セミナー**」が開催され、同ネットワークの会員約20名を含む総勢約40名が参加されました。

第1回となる今回のセミナーは、「罪を犯した女性の現状と、社会復帰に必要なこと」をテーマに、矯正施設職員からの講演・実践報告やパネルディスカッションが行われました。

第一部では、東京矯正管区の矯正専門職から「罪を犯した女性の現状と課題」として、刑法犯の検挙人員に占める女性比の割合など統計から見た現状について説明がなされ、栃木刑務所の統括矯正処遇官からは、「女子受刑者の現状と栃木刑務所の取組」として、女子受刑者特有の問題に着目した処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家の協力を得て取り組んでいる地域連携事業等について説明がなされました。また、榛名女子学園の社会福祉士からは、「女子少年の現状と榛名女子学園の取組」として、社会復帰支援の視点から見た女子少年の事例等の報告がありました。

第二部では、「罪を犯した女性の社会復帰に必要なこととは？」をテーマにパネルディスカッションが行われ、セミナー参加者からも活発な質問がありました。

日時:令和4年5月31日(火)13:30~15:30

場所:東京矯正管区

内容: **第一部** 講演・実践報告 13:30~14:25

「罪を犯した女性の現状と課題」 東京矯正管区 矯正専門職

「女子受刑者の現状と栃木刑務所の取組」 栃木刑務所 統括矯正処遇官

「女子少年の現状と榛名女子学園の取組」 榛名女子学園 社会福祉士

第二部 パネルディスカッション 14:35~15:05

「罪を犯した女性の社会復帰に必要なこととは？」

第一部登壇者に、さいたま少年鑑別所地域非行防止調整官を加え、罪を犯した女性の社会復帰に必要なことは何か、会場の皆様と一緒に考えます。

第三部 ネットワーキング 15:05~15:30(任意参加)



新任社会福祉士等オンライン研修

令和4年8月1日(月)、「**令和4年度新任社会福祉士等オンライン研修**」を開催しました。

東京矯正管区では、管内刑事施設及び少年院に今年度採用された新任の社会福祉士及び精神保健福祉士を対象とした新任職員研修を行っています。

研修の講義では、日本司法支援センター(法テラス)の常勤弁護士を外部講師にお招きし、「法テラスの役割と業務」や「司法ソーシャルワーク」などについて学びました。

その他、「矯正施設における社会福祉士の役割等の基礎的知識に関する説明」では、特別調整などの取組について理解を深め、最後に参加者同士の意見交換を行いました。

日時:令和4年8月1日(月)13:30~15:00

方法:オンライン

参加者:管内施設の社会福祉士及び精神保健福祉士

内容:①「法テラスの業務と役割

~事例で考える連携支援~」

②「矯正施設における社会福祉士の役割等の基礎的知識に関する説明

③意見交換

